

協議会だより

「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の実施要綱が示されました

二〇二二年二月三日付、厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について」が発出され、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」が示されました。

これにより、この事業（以下、今回の処遇改善事業）は、学童保育に勤務する職員も、保育士・幼稚園教諭・保育教諭などと同様に、令和四年二月から収入の三〇程度（月額九〇〇〇円）引き上げ「る賃金改善を目的とした予算措置が示されました。

実施要綱には、下記のよう記載されています。

「本事業による補助額は、職員

の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」

四月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、「賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の三分の二以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」

「本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く）の水準を低下させていないこと」

「令和四年一〇月以降においても、本事業より講じた賃金改善の水準を維持すること」

「本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない」

なお補助額は、一支援の単位で

とに、「補助基準額（月額）×賃金改善対象者数×実施月数」によって算定されます。

ここで言う「賃金改善対象者数」とは、「賃金改善を行う常勤職員数に、一ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の一ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたもの」をさしています。

また、常勤職員とは、「施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。ただし、一日六時間以上かつ二〇日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること」とも述べられています。

つまり、「一日六時間以上かつ二〇日以上勤務する者を常勤職員とする」を基本に、「一日四時間かつ月一五日勤務する非常勤職員は、〇・五をさります。

二〇二二年二月から一〇月までは国の負担割合が一〇分の一〇で、各市町村の財政負担はないも

の、国・県への交付申請と補正予算化（議会承認）を行う必要があります。

そのうえで実施要綱と共に示された説明資料には、二〇二二年一〇月以降は、国・都道府県・市町村の負担割合が三分の二ずつになることが記されていました。

ただしこれらには、「令和四年二月から職員に対する賃金改善を実施すること」が要件であり、都道府県や市町村の二月、三月議会での予算審議に、間にあうよう対応が必要です。

また、説明資料では、今回の処遇改善事業の対象には、公立（公営）の職員も含むとされています。

これについては、二〇二二年二月二四日付、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知、「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」も示され、今回の処遇改善事業の「補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用につ

いても対象となっていないところがあるのであり」と述べたうえで、公営の職員についても本事業を活用し、処遇の見なおしを検討することを促しています。

全国学童保育連絡協議会主催・緊急学習会「すべての地域で処遇改善の実現を」

先の項目で説明した今回の処遇改善事業の実施要綱の発出を受け、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、二〇二二年一月七日に「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」の実施により、すべての地域で処遇改善の実現を」をテーマにした緊急学習会をオンラインで開催しました。

今回は、参加対象を、連絡協議会加盟・未加盟を問わないこととし、地域連絡協議会から行政担当者や議員の方々にも呼びかけました。学習会案内から二週間足らずとじっかがざられた日数での呼びか

けでしたが、五五〇名近い参加申込みがありました。

当日は、事業の概要についての説明と、地域での具体的な取り組みや、申請方法についての報告を行いました。参加者からは、「令和四年二月から実際に職員の賃金改善を行うことを前提に、二月三月の市町村議会での予算が成立しなかった場合でも、さかのぼって申請することは可能か」「令和四年一〇月以降の市町村の負担分が捻出できるかがネックという声も聞いている」「これらについては、後述します」など、質問や地域での取り組み状況についての発言が続き、この事業への関心と期待の高さがうかがえました。

全国連協では現在、「担当課からの連絡・説明の有無」「担当課の意向」「現場の要望」「国への交付申請の予定」「議会への補正予算案提出の予定」の市町村ごとの進捗状況を集約しています。

また、この集約のために準備し

た資料として、二〇一七年度以降の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施状況がわかるものを添付しました。

経年変化をしてみると、市町村の連絡協議会があることが、処遇改善の実現につながったことの確信が得られる一方、ある年には実施したが、翌年以降実施しなかった市町村もあることもわかりました。また、この二つの補助金が確実に現場に届いたのか、指導員に行き渡ったのかの確かめも必要です。

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業FAQが発表されました

二〇二二年一月十七日、「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業FAQ」が内閣府ホームページに掲載されました。ここには、

「市町村議会における予算の成立に時間を要する等により、放課後児童クラブへの補助金の交付が四月以降となる場合も今回の処遇改善事業の対象となります。この場合でも、放課後児童クラブ（支援の単位）において令和四年二月分から実際に賃金改善を行うことが補助要件となるため、放課後児童クラブにおける円滑な処遇改善の実施に資するよう、市町村においても令和三年度における予算化及び資金の交付にご協力いただくようお願いいたします。以下略」

「地方負担分については、地方交付税措置を予定しています」

など、全国連協主催の緊急学習会の席で出された質問への回答となる内容も示されています。

実施状況調査の結果がまとまりました

全国連協は毎年、五月一日現在の学童保育の実施状況を調査して

います（全国すべての市町村（特別区を含む。以下同）一七四一市町村を対象とする悉皆調査）。二〇一五年以降は、学童保育の基礎的な単位として「支援の単位」数を集計しています。

今年度の調査結果がまとまりましたので、概要を報告します。

◆学童保育数と「支援の単位」数……学童保育数は二万四四七か所、「支援の単位」数は三万四三七でした。学童保育数は四三八増、「支援の単位」数は七六一増でした。

全国的には、「市町村子ども子育て支援事業計画」に沿って施設数・「支援の単位」数を増やしている一方で、コロナ禍により、利用児童数の減少とともに、複数の「支援の単位」を大幅に減らしている地域も見られます。

◆入所児童数……一三〇万七六九九人でした。前年比二二七九人増でした。

学年別の入所児童数を見ると、

一、二年生は前年に比べて増加しましたが、三年生以上は学年別入所児童数を発表した二〇一三年以来はじめて減少しました。

「新型コロナウイルス感染症」拡大を機に、集団生活による感染リスクを懸念して自治体や運営者が受け入れ人数を縮小した、あるいは保護者が退所を選択した、また、生活や遊び・活動の制限を理由に退所させた家庭や、保護者の就労時間の短縮、失業、家計の悪化にともない、保育料の負担を理由に退所せざるを得なかった家庭もあります。

学童保育に通わずに自宅で留守番することは、運動不足も含めた生活リズムの変調、長時間のパソコンや携帯ゲーム、インターネット、SNSなどによる健康障害、台所などでの熱傷、屋外ではケガや交通事故も心配されます。

都道府県ごとの入所児童数を見ると、約半数の都道府県で減少していましたが、くわしく見てみる

と、同じ県内でも、増えている市町村・減っている市町村があります。それぞれの市町村の保育内容や利用料、集団の規模や専用施設であることなどの環境面、学童保育の施策の観点からも、さらに分析が必要です。

◆運営主体……運営主体を見ると、社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会による運営が減少し、民間企業、その他法人が増えています。

この背景には、これまで公営だった学童保育に「指定管理者制度」が導入されたり、民間企業への委託、民営化などによって運営主体が変更されたりしていることがあります。

また、地域運営委員会や保護者会で運営していたものの運営の負担感から企業による運営に切り替えたところもあります。

ある地域では、県内の主要都市に企業参入が見られたのち、隣接する市町村にまで企業によ

る一括委託が波状的に広がりました。

一方で、これまで「地域運営委員会委託」との回答があったものの、市町村から考え方を変更したと説明があり、「公営」と集計したところもあります。

なお、「学習塾」「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自稱していても「放課後児童健全育成事業」には該当しないため、全国連協の調査対象・結果には含めていません。

* * *

今年度の調査結果については、二〇二二年二月三日、厚生労働省内の厚生労働記者会（通信社二社、新聞社二社、テレビ局六局が常勤社）で記者発表を行いました。二〇二二年二月三日のNHKニュースで報道されました。

なお、報道発表資料は全国連協のホームページに掲載しています。